

令和7年9月12日

お客さま各位

兵庫県信用組合

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みについて

平素は当組合をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

このたび当組合は、2021年6月に政府が公表した「成長戦略実行計画」に基づき、金融業界全体で取組んでいる「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて下記の取組みを実施いたします。

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 2027年（令和9年）4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立受付停止

受付停止日：2025年（令和7年）10月1日（水）

2027年（令和9年）4月以降を期日とする手形等（2027年4月以降を振出日とする先日付小切手を含む）について、代金取立の受付を終了します。

2. 手形帳・小切手帳の発行終了

発行終了日：2026年（令和8年）4月1日（水）

手形帳・小切手帳の発行を終了します。

3. 手形・小切手の振出期限の設定

振出期限日：2026年（令和8年）9月30日（水）

振出期限以降に振出された手形・小切手は、当座預金からのお支払いができません。

4. 小切手に代わる当座預金払戻請求書の制定

使用開始日：2025年（令和7年）10月1日（水）

当座預金からの払出し手段である小切手の代替として、当座預金払戻請求書を制定します。

振出期限経過後は、当座預金払戻請求書により払戻しをさせていただきます。

発行済みの小切手による払戻しは、振出期限日まで引続きご利用できます。

以 上